

附表－22

水防管理団体の水防計画作成要領

1 作成要領

- (1) 指定水防管理団体は、富山県水防計画に応じた水防計画を毎年作成し、水防協議会を設置する指定水防管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮り、遅滞なく富山県知事に届け出なければならない。

非指定水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて水防計画を作成し、所管の土木センター・土木事務所に提出するものとする。

- (2) 水防計画の作成にあつては、水防協議会（これに準ずるものを含む。）において、各種の事態を想定してできる限り具体的に作成し、これを住民に周知徹底するように努めるものとする。

2 水防管理団体の水防計画作成基準

水防管理団体は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、次の事項を中心に、具体的に水防計画を作成するものとする。

- (1) 水防本部の設置及び組織
- (2) 水防団担任区域及び動員計画
- (3) 予警報、水防に関する指示命令の受領伝達の方法及び責任者
- (4) 警察、消防その他の関係機関との連絡及び応援計画並びに応援の場合の責任分担
- (5) 水防資材、設備等の整備、備蓄及び運用
- (6) 避難計画
- (7) 水防訓練計画

3 水防計画の作成及び実施上留意すべき事項

- (1) 危険箇所の把握及び被害報告

水防計画は、実際の水防活動に適合するように現地に即したものでなければならない。したがって、水防計画の作成にあつては、その前提となる危険箇所の把握、的確な被害想定が極めて重要な要素であるので、その把握、的確な想定に努めることが必要である。

また、地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものが区域内に所在する水防管理団体は、その施設管理者との連絡体制を確立し、非常事態に対応するための水防計画を作成すること。

- (2) 関係機関との応（受）援体制の確立

複雑な行政組織の中にあつても、その地域で起こり得る事態に対処できるよう、常に関係機関との間で物的、人的応（受）援体制を周到に検討し、確立しておくこと。

- (3) 避難計画

次の事項について、留意、検討すること。

- イ 立退きの指示の時期
- ロ 立退きの指示の方法及び避難の範囲
- ハ 伝達担当者及び避難誘導の責任者、場所、経路
- ニ 水防管理者、警察、県知事の間での立退きの指示に関する調整
- ホ 水防管理者への立退きの指示権の委任
- ヘ 現場指揮体制の確立